

委託契約書（案）

- 1 契約業務名 附属図書館資料の受入・装備およびデータ作成等業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 契約金額 年額 金 円  
（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円）
- 月額 金 円  
（うち、取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円）
- 4 契約期間 平成29年4月1日 から 平成30年3月31日
- 5 履行場所 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1  
公立大学法人福井県立大学 附属図書館
- 6 契約保証金 免除

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年 月 日

甲 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1  
公立大学法人 福井県立大学  
理事長 林 雅則

乙

## 契 約 条 項

### (契約の要項)

第1条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

### (委託業務の実施方法)

第2条 甲は、福井県立大学における図書の整理にかかる業務およびこれに付随する業務（以下に「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、その業務の遂行にあたっては、県立大学担当課職員の指示に従い、信義を守り誠実に業務を遂行するものとする。

### (業務遂行上の責務)

第3条 乙は、業務に関する責任者を定め、業務に従事する者の指揮監督、その他業務の遂行に必要な事務にあたらせるものとする。

### (施設等の使用)

第4条 甲は、乙が業務遂行に必要な施設、備品および消耗品等（以下「施設等」という。）を乙に無償で提供し、使用させるものとする。

2 乙は、前項の施設等を業務遂行のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

3 乙は、甲の提供する施設等を常に善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

### (秘密保持)

第5条 乙は、業務の遂行にあたって知り得た甲の業務の内容を、外部へ洩らし、または他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

### (調査等)

第6条 甲は、乙に対し、業務の処理状況について随時調査し、あるいは報告を求め、必要な指示をすることができるものとする。

### (実績)

第7条 乙は、毎月5日までにその前月の業務の実績を甲に報告するものとする。

### (委託料の支払)

第8条 乙は、甲の履行確認を得た後、甲に対して委託料の支払いを毎月請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、受領した日の属する月の翌月の25日までに、委託料金を乙に支払うものとする。ただし、25日が日曜日、土曜日および国民の休日の場合はその翌日とする。

2 甲の責めに期すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

第9条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、未納または未済部分に相当する金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

（権利義務譲渡の禁止）

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡または継承してはならない。

2 乙は、この契約の履行を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、この契約を解除することができる。

（1）この契約に違反しまたは違反するおそれがあると認めたとき

（2）この契約の履行について、乙に不正の行為があったとき

（3）正当な理由がなく、甲の監督および指示に従わなかったとき

（4）故意または過失により、甲に重大な損害を与えたとき

（5）正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

2 甲は、業務を継続する必要がなくなったときは、書面で乙に通知し、契約を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、業務の実施について、その責めに帰する事由により、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

（協議）

第14条 この契約に定めのない事項または解釈に疑義を生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

以上